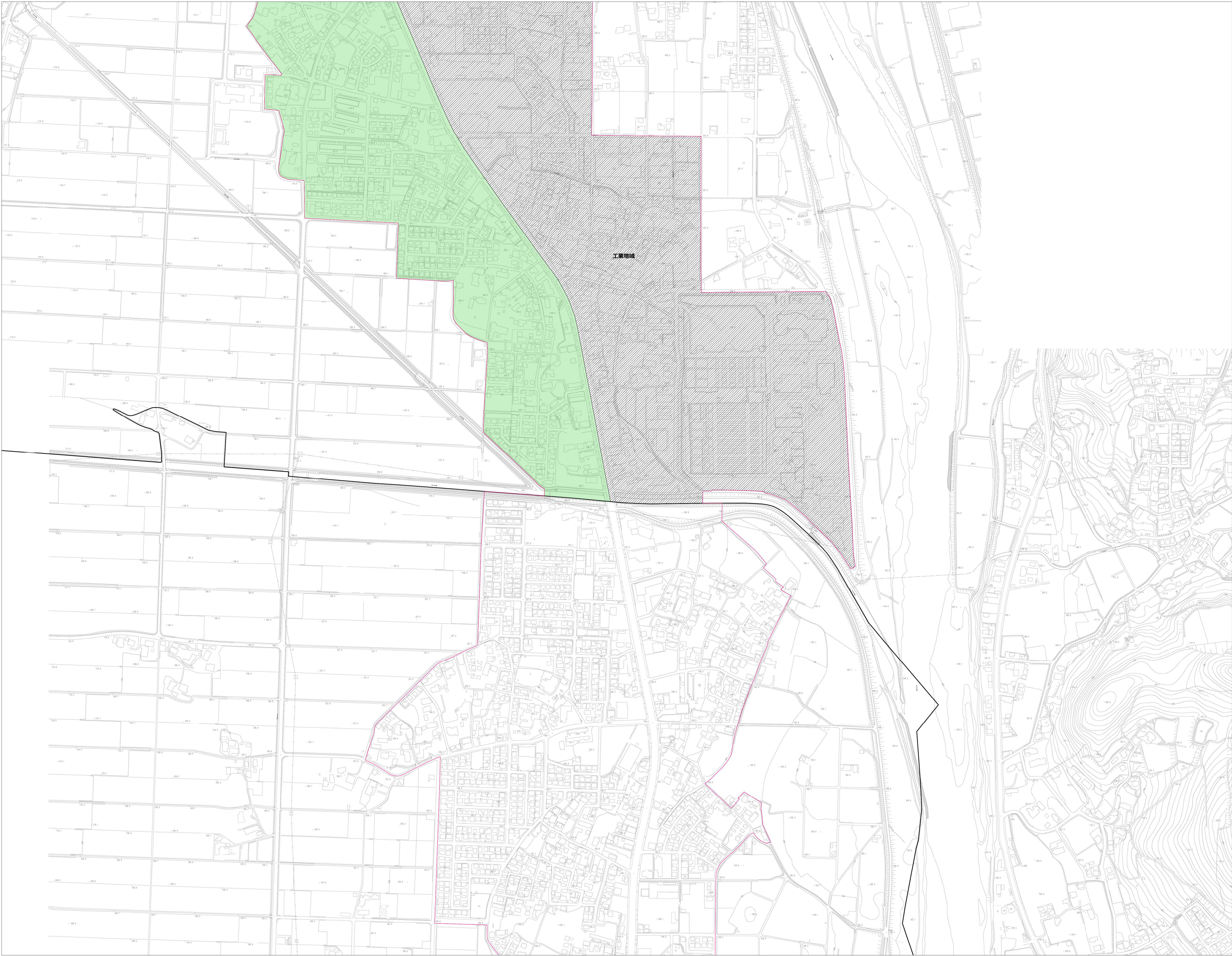




— 行政区域
— 都市計画区域
— 市街化区域

都市機能誘導区域

- 中心拠点
- 地域拠点

居住誘導区域

- 都心居住区域
- 公共交通沿線居住区域
- 居住環境形成区域

その他の市街化区域

- 一般居住区域
- その他の市街化区域

※その他の市街化区域
土砂災害警戒区域等指定区域・土砂災害警戒区域、
土砂災害等危険箇所指定区域、特種自然環境保全区域、
土砂災害等危険箇所のうちその用途が制限されている区域、
めだたし地を指定する事業区域、総合運動場

0 50 100 200m
1:2500

この地図は、当手帳の承認を得て当手帳所有の
の宮城県都市計画図(1/2500、1/10,000)を
複製したものである。
(承認番号)令和7年4月30日当手帳指針第8－1号

都市機能誘導区域

- 中心拠点
- 地域拠点

居住誘導区域

- 都心居住区域
- 公共交通沿線居住区域
- 居住環境形成区域

※その他の市街化区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、特別用途地区・地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域、みたち地区を除く工業地域、総合運動公園。

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/2,500、1/10,000)を複製したものである。
(承認番号)令和7年4月30日岩手県指合令第8-1号